

## 【 保証料のご案内 】

保証願書の記入が済んだら、保証を受ける送信機の台数に応じた次の保証料をお振込みください。保証を受ける送信機の台数により保証料が異なります。

<お知らせ>

2019年10月1日から消費税率が変更に伴い、基本保証においてアマチュア局の保証料を改定いたしました。

### 1 無線局の免許申請（開設）の場合

基本料に2台目以降の送信機の台数分の料金を加算した額

基本料（1台分の保証料を含みます。） 4,100円（税込）

2台目以降（送信機1台毎に） 1,000円（税込）

### 2 無線局の変更申請（取替、増設、変更）の場合

基本料に2台目以降の送信機の台数分の料金を加算した額

基本料（1台分の保証料を含みます。） 4,100円（税込）

2台目以降（送信機1台毎に） 1,000円（税込）

### 3 設置場所変更（移動範囲の変更）の場合

台数に関係なく1件当たり 2,600円（税込）

注：同時に無線設備を変更しようとする場合は、「2 無線設備の変更申請（取替、増設、変更）の場合」の保証料のみとなります。

1：保証料は、**技適機種**のみ（ブースタ等なし）の送信機の台数を除いて算定してください。（例図を参照）

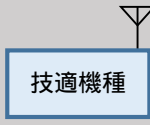
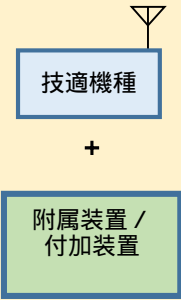

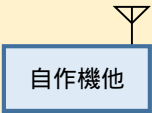
2：保証料は、協会の瑕疵により無線局免許が得られない又は無線設備の変更が認められなかった場合を除き、**返戻いたしません**。

3：設備共用の場合の保証料（台数の算定）

同時に保証を受ける場合であって、設備共用する場合の保証料は、代表する1名を正規の保証料とし、その他の者については保証料の対象台数に含めません。ただし、共用する全員について、最低台数は1台以上としてください。

4：出願者からの申し出により出願を取り下げる場合の保証料の**返戻**は、出願者が支払った保証料から当該書類の郵送料及び振込手数料を差し引いた額を**返戻します**。

(例 図)

ケース別	〔 第 1 送信機 〕 技適機種のみ ：新スプリアス 規格の技適機種	〔 第 2 送信機 〕 技適改造機器又は 技適機種 + 附属装 置等	〔 第 3 送信機 〕 JARL 登録機種	〔 第 4 送信機 〕 自作機他
無線設備 の内容	 注：旧スプリアス 規格の技適機種は 保証対象になりま す。			
保証審査 の対象	対象外	対象	対象	対象

上記の場合は、第 1 送信機が保証審査の対象外となるため、台数の算定は、  
3 台となります。( 技適機種は新スプリアス規格による技適証明を受けたもの )  
注：旧スプリアス規格の技適機種は H29.12.月以降保証対象となっています。

## 【 保証料の振込等 】

保証料の振込等は、次の方法をお願いします。

- 1 郵便局の口座振替（払込み）の場合  
振替口座 00120 - 1 - 729584  
加入者名 JARD保証事業センター
  
- 2 銀行振込の場合
  - (1) 三菱UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番 061）  
普通預金 口座番号 0438903  
名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業
  
  - (2) ゆうちょ銀行 〇一九店（店番 019）  
当座預金 口座番号 0729584  
名 義 JARD保証事業センター  
（カナ） （ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター）

### 3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます。(現金のみ)

無線局の免許申請手数料や電波利用料は、お振り込みにならないようお願いします。  
詳細はそれぞれのリンク先を参照してください。

1：お振込みの名義は、必ず出願者名(社団局の場合は、代表者名)としてください。(ご家族名義等になさいますと、確認がとれず、手続きが遅れることがあります。)

2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。

3：振込等を証する書類は、保証願書の所定の位置に貼付してください。  
なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。